

# 各務原市立小学校小規模特認校の就学等に関する要綱

(令和4年9月1日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を行う小規模特認校への就学を希望する就学予定者を市内全域から広く募集し、もって市立小学校の規模適正化を図ることを目的とした小規模特認校制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模特認校 小規模・少人数を生かした特色ある教育活動を行う小学校であって、各務原市立小学校及び中学校の就学区域を定める規則（昭和57年教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条ただし書及びこの要綱の規定に基づき、就学予定者が就学区域外から就学することを認める学校をいう。
- (2) 就学区域 規則別表第1に規定する就学区域をいう。
- (3) 特認校制度就学 就学区域外の就学予定者が、規則第2条ただし書の規定により小規模特認校への就学を希望し、当該小規模特認校の指定を受けて就学することをいう。

(小規模特認校の指定)

第3条 小規模特認校は、稲羽東小学校及び緑苑小学校とする。

(特認校制度就学の対象者)

第4条 特認校制度就学の対象者は、小学校に初めて就学する者であって、現に市内に在住し、又は小学校に初めて就学する年度の4月1日までに市内に転入する見込みがある者とする。

(定員)

第5条 特認校制度就学の定員は、小規模特認校に在籍する児童の数及び就学区域内の就学予定者の数を勘案し、毎年度、教育委員会が定める。

(特認校制度就学の申請等)

第6条 特認校制度就学を希望する就学予定者の保護者は、小規模特認校等就学申請書（様式第1号。第8条第1項において「申請書」という。）を教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請書を提出する保護者は、次に掲げる事項を承諾しなければならない。

ならない。

- (1) 就学を希望する小規模特認校の教育活動に賛同し、当該小規模特認校の活動に積極的に参加すること。
- (2) 小規模特認校の地域内の活動にできる限り参加すること。
- (3) 入学した日から卒業する日までの間、小規模特認校に就学させること。
- (4) 保護者の負担及び責任において、小規模特認校へ通学させること。

3 教育委員会は、第1項の申請がなされたときは、当該申請に係る就学予定者及びその保護者と面談を行い、申請内容を審査した上で特認校制度就学の可否について決定し、小規模特認校等就学承諾（不承諾）書（様式第2号。第8条第3項において「就学承諾（不承諾）書」という。）により、当該申請した者に通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により承諾をしたときは、承諾に係る就学予定者が就学することとなる小規模特認校の校長にその旨を通知するものとする。

（指定した学校の変更）

第7条 特認校制度就学をした児童の保護者は、前条第2項第4号に掲げる要件を満たすことができなくなったときその他特別の事情により、小規模特認校への就学の継続が困難となった場合は、規則第3条の規定により指定された学校の変更を教育委員会に申し立てることができる。

（中学校への就学）

第8条 特認校制度就学をした児童について、次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める中学校への就学を希望することができる。この場合において、当該児童の保護者は、申請書を教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 稲羽東小学校に特認校制度就学をした場合 稲羽中学校
- (2) 緑苑小学校に特認校制度就学をした場合 緑陽中学校

2 前項後段の規定により申請書を提出する保護者は、次に掲げる事項を承諾しなければならない。

- (1) 就学を希望する中学校（以下この条において「希望学校」という。）の教育活動に賛同し、当該希望学校の活動に積極的に参加すること。
- (2) 希望学校の地域内の活動にできる限り参加すること。
- (3) 入学した日から卒業する日までの間、希望学校に就学させること。

(4) 保護者の負担及び責任において、希望学校へ通学させること。

3 教育委員会は、第1項後段の申請がなされたときは、申請内容を審査した上で希望学校への就学の可否について決定し、就学承諾（不承諾）書により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により承諾をしたときは、承諾に係る児童が就学することとなる中学校の校長にその旨を通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

各務原市教育委員会 宛

〒 ー

保護者 現住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

連絡先（ ） ー

## 小規模特認校等就学申請書

小規模特認校等への就学について次のとおり申請します。  
なお、登下校は保護者が送迎をし、その際における事故等の一切の責任は保護者が持ちます。

### 1 就学予定者又は児童の氏名

ふりがな 氏名	生年月日	学年
	年 月 日	新 年

### 2 学校

就学希望学校名 各務原市立 \_\_\_\_\_ 小 ・ 中 学校  
本来通うべき学校名 各務原市立 \_\_\_\_\_ 小 ・ 中 学校

### 3 就学の期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

### 4 理由（具体的に詳しく記入すること）

### 5 通学方法及び送迎する者（いずれかに丸をつける）

通学方法	自家用車	その他（ ）
送迎する者	保護者（ 父 母 祖父 祖母 ）	その他（ ）

申請にあたり、下記の要件を承諾します。

- 1 就学学校の教育活動に賛同し、学校の活動に保護者として積極的に参加します。
- 2 就学学校の地域内の活動に、保護者はできる限り参加します。
- 3 原則として卒業まで就学します。

署名 \_\_\_\_\_

### 添付書類

- 申請者の世帯全員が記載されている住民票(写)か同居証明書
- 託児(監護)している場合は託児(監護)同意証明書

様

各務原市教育委員会

## 小規模特認校等就学承諾(不承諾)書

年 月 日付けで申請のありました 学校への就学について下記のとおり 承諾 ・ 不承諾 しましたので通知します。

記

学年・氏名	新 年	
保護者氏名		
現住所		
住民票の住所		
就学希望学校名	各務原市立	学校
本来通うべき学校名	各務原市立	学校
就学期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
(不承諾とした場合) 理由		